

生活環境保全条例に基づく有害物質規制対象施設

条例では有害物質の規制対象施設として以下の134種類の施設を規定している。なお、網掛けの施設は府内に所在する条例に基づく水銀の規制対象施設（10種類158施設）である。

		届出が必要な施設		備考	
用途	項	施設種類	規模		
繊維製品の製造 (衣服その他の繊維製品に係るものを除く)	1	イ	大気汚染防止法令別表第1(以下、法)に掲げる乾燥炉(11項)	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力 (重油換算50L / 時以上) 変圧器の定格容量 (200kVA以上)	
		ロ	条例別表第3の1(以下、条例)に掲げる乾燥炉(23項)	火格子面積 (0.5以上1m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算30以上50L / 時未満) 変圧器の定格容量 (100以上200kVA未満)	
		ハ	乾燥・焼付施設	すべて	イ、ロ以外のものに限る。
		ニ	漂白施設	すべて	
		ホ	樹脂加工施設	すべて	
		ヘ	混合施設	すべて	
		ト	滅菌施設	すべて	
		チ	消毒施設	すべて	
木材若しくは木製品の製造(家具に係るものを除く)又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造	2	イ	法に掲げる乾燥炉(11項)	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力 (重油換算50L / 時以上) 変圧器の定格容量 (200kVA以上)	
		ロ	条例に掲げる乾燥炉(23項)	火格子面積 (0.5以上1m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算30以上50L / 時未満) 変圧器の定格容量 (100以上200kVA未満)	
		ハ	乾燥・焼付施設	すべて	イ、ロ以外のものに限る。
		ニ	張合せ施設	すべて	
		ホ	樹脂加工施設	すべて	
		ヘ	滅菌施設	すべて	
		ト	消毒施設	すべて	
		チ	消毒施設	すべて	
出版若しくは印刷又はこれらの関連品の製造	3	イ	法に掲げる乾燥炉(11項)	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力 (重油換算50L / 時以上) 変圧器の定格容量 (200kVA以上)	
		ロ	条例に掲げる乾燥炉(23項)	火格子面積 (0.5以上1m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算30以上50L / 時未満) 変圧器の定格容量 (100以上200kVA未満)	
		ハ	乾燥・焼付施設	すべて	イ、ロ以外のものに限る。
		ニ	グラビア印刷施設	すべて	
		ホ	金属板印刷施設	すべて	
		ヘ	エッチング施設	すべて	
化学工業品、石油製品又は石炭製品の製造	4	イ	法に掲げる反応炉(10項)	火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力 (重油換算50L / 時以上) 変圧器の定格容量 (200kVA以上)	無機化学工業品の製造用(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む)に限る。
		ロ	法に掲げる溶解槽(17項)	処理能力(50kg / 時以上)	塩化第二鉄製造用に限る。原料に使用する塩素(塩化水素は塩素換算量)の処理能力をもって規模とする。
		ハ	法に掲げる反応炉(18項)	燃焼能力(重油換算3L / 時以上)	活性炭の製造用(塩化亜鉛を使用するものに限る)に限る。
		ニ	法に掲げる反射炉反応炉(26項)	容量(0.1m ³ 以上) 燃焼能力 (重油換算4L / 時以上) 変圧器の定格容量 (20kVA以上)	鉛系顔料製造用に限る。

※大気汚染防止法施行令別表第1とは、法で定めるばい煙発生施設のことをいう

※条例別表第3の1とは、条例で定めるばいじんに係る届出施設のことをいう

用途	項	届出が必要な施設		備考	
		施設種類	規模		
化学工業品、石油製品 又は石炭製品の製造	4	ホ	条例に掲げる 反応炉 (7項)	火格子面積 (0.5以上1 m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算30以上50L / 時未満) 変圧器の定格容量 (100以上200kVA未満)	無機化学工業品の製造用 (カーボン ブラック製造用燃焼装置を含み、鉛 系顔料の製造の用に供するものを除 く)に限る。
		ヘ	反応施設	すべて	イ～ホ以外。
		ト	法に掲げる 直火炉 (10項)	火格子面積 (1m ² 以上) 燃焼能力 (重油換算50L / 時以上) 変圧器の定格容量 (200kVA以上)	無機化学工業品の製造用に限る。
		チ	条例に掲げる 直火炉 (8項)	火格子面積 (0.5以上1 m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算30以上50L / 時未満) 変圧器の定格容量 (100以上200kVA未満)	無機化学工業品の製造用に限る。
		リ	直火炉	すべて	ト、チ以外。
		ヌ	法に掲げる 乾燥炉 (11項)	火格子面積 (1m ² 以上) 燃焼能力 (重油換算50L / 時以上) 変圧器の定格容量 (200kVA以上)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用を除く。 トリポリ燐酸ナトリウム (原料とし て燐鉱石を使用するものに限る。) の製造用を除く。
		ル	法に掲げる 乾燥施設 (15項)	容量 (0.1m ³ 以上)	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウ ム製造用に限る。
		ヲ	法に掲げる 乾燥施設 (26項)	容量 (0.1m ³ 以上) 燃焼能力 (重油換算4L / 時以上) 変圧器の定格容量 (20kVA以上)	鉛系顔料製造用に限る。
		ワ	条例に掲げる 乾燥炉 (23項)	火格子面積 (0.5以上1 m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算30以上50L / 時未満) 変圧器の定格容量 (100以上200kVA未満)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用を除く。
		カ	乾燥・焼付施設	すべて	ヌ～ワ以外。
		ヨ	法に掲げる 焙焼炉 焼結炉 煨焼炉 (3項)	処理能力 (1t / 時以上)	無機化学工業品の製造用 (焼結炉は ペレット焼成炉を含む)に限る。
		タ	条例に掲げる 焙焼炉 (4項)	処理能力 (1t / 時未満)	無機化学工業品の製造用 (焼結炉は ペレット焼成炉を含む)に限る。
		レ	条例に掲げる 焼結炉 (5項)		
		ソ	条例に掲げる 煨焼炉 (6項)		
		ツ	法に掲げる 電気炉 (12項)	変圧器の定格容量 (1000kVA以上)	カーバイド製造用に限る。
		ネ	条例に掲げる 電気炉 (10項)	変圧器の定格容量 (1000kVA未満)	カーバイド製造用に限る。
		ナ	合成施設	すべて	
		ラ	重合施設	すべて	
		ム	分解施設	すべて	
		ウ	精製施設	すべて	
		キ	抽出施設	すべて	
		ノ	晶出施設	すべて	
		オ	蒸留施設	すべて	
		ク	蒸発施設	すべて	
		ヤ	濃縮施設	すべて	
		マ	電解施設	すべて	
		ケ	焼成施設	すべて	
		フ	電気めっき施設	すべて	
		コ	混合施設	すべて	
		セ	配合施設	すべて	
テ	混練施設	すべて			
ア	造粒施設	すべて			
サ	滅菌施設	すべて			
キ	消毒施設	すべて			

届出が必要な施設				備考
用途	項	施設種類	規模	
プラスチック製品の製造	5	イ 法に掲げる 乾燥炉（11項）	火格子面積（1m ² 以上）	銅、鉛又は亜鉛の精錬用を除く。トリポリリン酸ナトリウム（原料として燐鉱石を使用）の製造用を除く。
			燃焼能力 （重油換算50L / 時以上） 変圧器の定格容量 （200kVA以上）	
		ロ 条例に掲げる 乾燥炉（23項）	火格子面積 （0.5以上1 m ² 未満）	銅、鉛又は亜鉛の精錬用を除く。
			燃焼能力 （重油換算30以上50L / 時未満） 変圧器の定格容量 （100以上200kVA未満）	
		ハ 乾燥・焼付施設	すべて	イ、ロ以外。
		ニ 電気めっき施設	すべて	
		ホ エッチング施設	すべて	
		ヘ 配合施設	すべて	
		ト 混練施設	すべて	
		チ 滅菌施設	すべて	
リ 消毒施設	すべて			
ゴム製品の製造	6	イ 加硫施設	すべて	
		ロ 混練施設	すべて	
		ハ 滅菌施設	すべて	
		ニ 消毒施設	すべて	
窯業製品又は土石製品製造	イ	法に掲げる 焼成炉（9項）	火格子面積（1m ² 以上）	
			燃焼能力 （重油換算50L / 時以上） 変圧器の定格容量 （200kVA以上）	
		ロ 条例に掲げる 焼成炉（124項）	火格子面積 （0.5以上1 m ² 未満）	窯業製品の製造の用に供するものに限る。
	燃焼能力 （重油換算30以上50L / 時未満） 変圧器の定格容量 （100以上200kVA未満）			
	ハ 焼成施設	すべて	イ、ロ以外。	
	ニ	法に掲げる 熔融炉（8項）	火格子面積（1m ² 以上）	
			燃焼能力 （重油換算50L / 時以上） 変圧器の定格容量 （200kVA以上）	
	ホ	条例に掲げる 熔融炉（11項）	火格子面積 （0.5以上1 m ² 未満）	窯業製品の製造の用に供するものに限る。
			燃焼能力 （重油換算30以上50L / 時未満） 変圧器の定格容量 （100以上200kVA未満）	
	ヘ 熔融施設	すべて	ニ、ホ以外。	
	ト	法に掲げる 乾燥炉（12項）	火格子面積（1m ² 以上）	銅、鉛又は亜鉛の精錬用を除く。
			燃焼能力 （重油換算50L / 時以上） 変圧器の定格容量 （200kVA以上）	
	チ	条例に掲げる 乾燥炉（23項）	火格子面積 （0.5以上1 m ² 未満）	銅、鉛又は亜鉛の精錬用を除く。
			燃焼能力 （重油換算30以上50L / 時未満） 変圧器の定格容量 （100以上200kVA未満）	
リ 乾燥・焼付施設	すべて	ト、チ以外。		
ヌ 樹脂加工施設	すべて			
ル 混合施設	すべて			
ヲ 滅菌施設	すべて			
ワ 消毒施設	すべて			

用途	項	届出が必要な施設		備考		
		施設種類	規模			
鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造	8	イ	法に掲げる 焙焼炉 焼結炉 煅焼炉 (3項)	処理能力 (1t / 時以上)	金属 (銅・鉛・亜鉛を除く) の精錬用に限る。焼結炉はペレット焼成炉を含む。	
		ロ	法に掲げる 溶解炉 (5項)	火格子面積 (1 m ² 以上) 燃焼能力 (重油換算50L / 時以上) 変圧器の定格容量 (200kVA以上) 羽口面断面積 (0.5 m ² 以上)	金属 (銅・鉛・亜鉛の精錬を除く) の精錬、铸造用に限る。 (こしき炉、鉛の二次精錬 (鉛合金の製造用を含む)、鉛の管、板もしくは線の製造用、鉛蓄電池製造用、鉛系顔料製造用を除く)	
		ハ	法に掲げる 電気炉 (12項)	変圧器の定格容量 (1000kVA以上)	製鉄、製鋼又は合金鉄の製造用に限る。	
		ニ	法に掲げる 焙焼炉 焼結炉 溶鉱炉 転炉 溶解炉 (14項)	処理能力 (0.5t / 時以上) 火格子面積 (0.5 m ² 以上) 羽口面断面積 (0.2 m ² 以上) 燃焼能力 (重油換算20L / 時以上)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用に限る。 焼結炉はペレット焼成炉を含む。 溶鉱炉は溶鉱用反射炉を含む。	
			ホ	法に掲げる 溶解炉 (24項)	燃焼能力 (重油換算10L / 時以上) 変圧器の定格容量 (40kVA以上)	鉛の二次精錬 (鉛合金製造用を含む)、鉛の管、板、線の製造用に限る。
			ヘ	法に掲げる 溶解炉 (25項)	燃焼能力 (重油換算4L / 時以上) 変圧器の定格容量 (20kVA以上)	鉛蓄電池製造用に限る。
		ト	条例に掲げる 焙焼炉 (14項)	処理能力 (1t / 時未満)	金属精錬用 (銅、鉛、亜鉛を除く) に限る。	
		チ	条例に掲げる 焼結炉 (15項)	処理能力 (1t / 時未満)	金属精錬用 (ペレット焼成炉を含み、銅、鉛、亜鉛を除く) に限る。	
		リ	条例に掲げる 煅焼炉 (16項)	処理能力 (1t / 時未満)	金属の精錬用に限る。	
		ヌ	条例に掲げる 溶解炉 (17項)	変圧器の定格容量 (100以上200kVA未満) 火格子面積 (0.5以上1 m ² 未満) 羽口面断面積 (0.5 m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算30以上50L / 時未満)	金属の精錬又は铸造用 (こしき炉、銅・鉛・亜鉛の精錬、鉛の二次精錬 (鉛合金製造を含む)、鉛の管・板・線、鉛蓄電池の製造用溶解炉、鉛系顔料の製造用溶解炉及び反射炉を除く) に限る。	
			ル	条例に掲げる 溶解炉 (18項)	火格子面積 (0.5 m ² 以上) 燃焼能力 (重油換算30L / 時以上) 変圧器の定格容量 (100kVA以上)	金属の精錬、合金の製造用に限る。
		ヲ	条例に掲げる 電気炉 (21項)	変圧器の定格容量 (1000kVA未満)	製鉄、製鋼又は合金鉄の製造用に限る。	
		ワ	条例に掲げる 電気炉 (22項)	すべて	金属の精製、製錬、合金の製造用に限る。	
		カ	金属溶解・精錬施設	すべて	イ～ワ以外。	
		ヨ	法に掲げる 乾燥炉 (11項)	火格子面積 (1 m ² 以上) 燃焼能力 (重油換算50L / 時以上) 変圧器の定格容量 (200kVA以上)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用を除く。 トリポリ燐酸ナトリウムの製造 (原料として燐鉱石を使用するものに限る。) のように供するものを除く。	
				処理能力 (0.5t / 時以上) 火格子面積 (0.5 m ² 以上) 羽口面断面積 (0.2 m ² 以上) 燃焼能力 (重油換算20L / 時以上)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用に限る。	
		レ	条例に掲げる 乾燥炉 (23項)	火格子面積 (0.5以上1 m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算30以上50L / 時未満) 変圧器の定格容量 (100以上200kVA未満)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用を除く。	
				乾燥・焼付施設	すべて	ヨ～レ以外

届出が必要な施設				備考	
用途	項	施設種類	規模		
鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造	8	ツ	焼成施設	すべて	
		ネ	電気めっき施設	すべて	
		ナ	熔融めっき施設	すべて	
		ラ	ソルトバス	すべて	
		ム	樹脂加工施設	すべて	
		ウ	化成皮膜施設	すべて	
		キ	酸洗施設	すべて	
		ノ	エッチング施設	すべて	
		オ	電解研磨施設	すべて	
		ク	鋳型造形施設	すべて	シェルモールドマシンに限る。
		ヤ	混合施設	すべて	
		マ	配合施設	すべて	
		ケ	混練施設	すべて	
		フ	反応施設	すべて	
コ	滅菌施設	すべて			
エ	消毒施設	すべて			
その他の製品製造	9	イ	法に掲げる乾燥炉 (11項)	火格子面積 (1 m ² 以上) 燃焼能力 (重油換算50L / 時以上) 変圧器の定格容量 (200kVA以上)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用を除く。 トリポリリン酸ナトリウム (原料として燐鉱石を使用) の製造用を除く。
		ロ	条例に掲げる乾燥炉 (23項)	火格子面積 (0.5以上1 m ² 未満) 燃焼能力 (重油換算30以上50L / 時未満) 変圧器の定格容量 (100以上200kVA未満)	銅、鉛又は亜鉛の精錬用を除く。
	ハ	乾燥・焼付施設	すべて	イ、ロ以外。	
	ニ	電気めっき施設	すべて		
	ホ	エッチング施設	すべて		
	ヘ	滅菌施設	すべて		
	ト	消毒施設	すべて		
すべて	10	イ	法律に掲げる廃棄物焼却炉 (13項)	火格子面積 (2 m ² 以上) 焼却能力 (200kg / 時以上)	
		ロ	条例に掲げる廃棄物焼却炉 (24項)	火格子面積 (1以上2 m ² 未満) 焼却能力 (100以上200kg / 時未満)	
		ハ	廃棄物焼却炉	焼却能力 (50kg / 時以上)	イ、ロ以外。
医療業	11	イ	滅菌施設	すべて	病床数 (精神病床、療養病床除く) が200床以上の病院 (手術室を有するもの)、又は滅菌業を営む者の事業所に設置されているものに限る。
		ロ	消毒施設	すべて	病床数が200床以上の病院に設置されているものに限る。
消毒業	12	イ	滅菌施設	すべて	
		ロ	消毒施設	すべて	
洗濯業	13		消毒施設	すべて	

備考

次に掲げる施設は除く

- ・実験の用に供するもの
- ・移動式のもの
- ・法施行規則別表第三の第三欄に掲げる施設で同表の第二欄に掲げる物質又は塩化水素のみを発生し、及び排出するもの
- ・条例の10項のロ及びハ以外の施設で (前号に掲げる施設を除く) で塩化水素のみを発生し、及び排出するもの